

デイサービスゆいのか運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社K i z u K iが開設するデイサービスゆいのか（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供にあたっては、従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービスゆいのか
- （2）所在地 岐阜県羽島郡笠松町米野 426 番地の 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）生活相談員 1 名以上

生活相談員は、サービス提供時間帯を通じて1名以上を確保するために必要な員数を配置する。ただし、サービス担当者会議への出席等、業務上やむを得ない場合は事業所外での勤務を認める。

生活相談員は、利用申込み・契約・関係機関との連絡調整、利用者及び家族からの相談対応等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用定員20名の指定通所介護において、サービス提供時間帯を通じて当該指定通所介護と密接かつ適切な連携を図るものとする。

看護職員は、利用者の健康管理、服薬管理、医療的ケア等を行う。なお、看護職員としての業務に従事していない時間帯においては、機能訓練指導員として勤務することができる。

(4) 介護職員 利用者の数に応じた必要な員数（サービス提供時間を通じて、利用者15名につき1名以上、かつ常時1名以上を配置する。）

当事業所では、定員20名に対応するため3名以上の介護職員を配置する。

介護職員は、食事、入浴、排せつその他の日常生活の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務）

機能訓練指導員として勤務する時間帯は、看護職員としての勤務時間に含めないものとする。

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする（所要時間7時間。送迎に要する時間を含まない。）。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、1単位20名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された負担割合の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴（一般浴、機械浴）
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ

2 食費は、1食につき650円・おやつ250円を徴収する。

3 事業所のおむつ等を使用した場合は、おむつ1枚につき150円、リハビリパンツ1枚につき100円、パッド1枚につき50円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族への説明及び同意を得た上で、当該計画を利用者に交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、羽島郡、岐阜市及び各務原市（川島地区を含む）の区域とする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事故の状況及び事故に際して採った措置を記録し、記録は完結の日から5年間保管するものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、賠償責任保険に加入するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 事業所は、利用者の安全確保のため、利用者及び家族に対し、次の事項について事前に説明し、ご協力を求める。

- (1) 気分が悪くなったとき、又は体調の変化があったときは、速やかに従業者に申し出ること。
- (2) 送迎の集合時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合があること。
- (3) 入浴サービスの利用前は、必ず健康チェックを受けること。
- (4) 他の利用者への誹謗中傷、暴言、暴力その他迷惑となる行為を行わないこと。
- (5) 貴重品及び危険物(刃物、火気、その他事業所が危険と判断する物品)の持込みは禁止する。なお、貴重品の事業所での保管は行わないため、各自の責任において管理すること。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するものとする。

2 苦情受付の記録(受付日時、苦情の内容、対応経過及び結果)を整備し、完結の日から5年間保管するものとする。

3 提供したサービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供したサービスに関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、当該連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待を発見した従業者は、速やかに管理者に報告するものとし、管理者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第21条に基づき、市町村に通報する。

(身体的拘束等の適正化)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

4 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

5 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上定期的に実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第18条 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。令和4年4月全面施行改正を含む。）及び事業所の個人情報保護方針に基づき適正に取り扱うものとする。利用者情報を第三者（主治医、居宅介護支援事業者、医療機関、サービス担当者会議の参加者等を含む。）に提供する場合は、あらかじめ文書により本人又はその代理人の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合はこの限りでない。

(研修)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 前項に加え、第13条から第16条までに定める各種研修（虐待防止・身体拘束適正化・感染症対策・業務継続計画）を年間研修計画に組み込み、計画的に実施するものとする。

(情報の公表)

第20条 事業所は、本規程、重要事項説明書その他の介護サービスに関する情報を、事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当事業所のウェブサイト（ウェブサイトを持っていない場合は介護サービス情報公表システム）に掲載することにより、利用者、その家族その他の関係者に対し情報を公表するものとする。

(規程の改廃)

第21条 本規程の改廃は、株式会社K i z u K i 代表取締役の決裁による。改廃にあたっては、従業者代表の意見を聴取するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社K i z u K i と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。